

令和2年度
高槻市三世代ファミリー一定住支援補助金交付要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、高槻市補助金交付規則（高槻市規則第290号）に定めるもののほか、高槻市三世代ファミリー一定住支援住宅取得補助金（以下「住宅取得補助金」という。）及び高槻市三世代ファミリー一定住支援リフォーム補助金（以下「リフォーム補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金 住宅取得補助金及びリフォーム補助金をいう。
- (2) 子 同一世帯内で義務教育修了前の子ども（出産予定であることが母子手帳等で確認でき、出生後に同居する予定の子どもを含む。）と同居する世帯主又はその配偶者をいう。
- (3) 子世帯 子の世帯をいう。
- (4) 親 子のいずれかの二親等内の直系尊属で、住宅取得に伴い子世帯が同居若しくは近居する者又はリフォーム工事に伴い子世帯が新たに同居する者をいう。
- (5) 親世帯 親の世帯をいう。
- (6) 三世代世帯 子世帯及び親世帯をいう。
- (7) 居住 現に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民登録を行っていることをいう。
- (8) 転入 市外に居住していた者が現に市内に住所を定め、かつ、住民基本台帳法に基づく転入の届出を行っていることをいう。
- (9) リフォーム工事 住宅の修繕、改築、増築、模様替え又は住宅の機能向上のために行う補修、改造若しくは設備改善のための工事をいう。

第2章 三世代ファミリー一定住支援住宅取得補助金

(交付の目的)

第3条 住宅取得補助金は、予算の範囲内において、市外在住の子世帯と市内在住の親世帯が市内で同居又は近居するために住宅を取得する場合にその費用の一部を補助することにより、三世代世帯の増加を推進するとともに、本市の定住人口の増加、バランスのとれた人口構成の実現及び地域社会の活性化に資することを目的とする。

(交付の対象者等)

第4条 住宅取得補助金の交付の対象は、次に掲げる要件の全てを満たす三世帯世帯とする。

- (1) 補助金の交付の申請日（以下「申請日」という。）において、親が継続して1年以上市内に居住していること。
- (2) 子世帯が転入する前に継続して1年以上市外に居住していたこと。
- (3) 次のいずれかに該当していること。
 - ア 子世帯が令和2年2月25日以降に転入して補助対象の住宅に居住していること。
 - イ 子世帯が次項第2号に規定する契約後に転入して令和2年2月25日以降に補助対象の住宅に居住していること。
- (4) 申請日において、子世帯の構成員の全員が補助対象の住宅に居住していること。
- (5) 三世帯世帯の構成員の全員が、納期限が到来している市税を完納していること。
- (6) 三世帯世帯の構成員の全員が、同一の住宅について、この要綱に基づく補助金の交付申請を行っていないこと。
- (7) 三世帯世帯の構成員の全員が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
 - イ 大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者

2 住宅取得補助金の交付の対象となる住宅は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 子世帯が居住するために三世帯世帯の構成員のいずれかが市内に所有するもので、いずれかの名義で所有権保存登記又は所有権移転登記をした住宅であること。
- (2) 平成29年4月1日以降の当初契約に基づく新築又は売買により取得した住宅であること。
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づき適正に建築された住宅であること。

（補助対象費用）

第5条 住宅取得補助金の対象となる費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 住宅取得に係る売買契約金額又は建築工事請負契約金額
- (2) その他市長が必要と認める費用

（補助金の交付額）

第6条 住宅取得補助金の交付額は、予算の範囲内において、20万円を上限とし、前条の補助対象の費用の額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り

捨てた額) とする。

(交付申請)

第7条 第4条第2項の住宅を取得した三世帯世帯の構成員で、住宅取得補助金の交付を受けようとする者は、令和2年6月1日から令和3年3月24日までの間に高槻市三世帯ファミリー一定住支援補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。ただし、市長が認める場合は、市長が適当と認める書類等の添付を省略することができる。

- (1) 子と親の関係を証明できる戸籍全部事項証明書等
- (2) 子世帯が市外に継続して1年以上居住していたことを証明できる戸籍の附票の写し、住民票除票の写し等
- (3) 建物登記簿の全部事項証明書の原本又は写し
- (4) 住宅の売買契約書の写し又は工事請負契約書の写し
- (5) 義務教育修了前の子どもが出産予定の子どものみである場合は、母子健康手帳の写し又は出産予定であることがわかる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類等

第3章 三世帯ファミリー一定住支援リフォーム補助金

(交付の目的)

第8条 リフォーム補助金は、予算の範囲内において、市外在住の子世帯と市内在住の親世帯が新たに市内で同居するために住宅のリフォーム工事を行う場合にその費用の一部を補助することにより、三世帯世帯の増加を推進するとともに、本市の定住人口の増加、バランスのとれた人口構成の実現及び地域社会・地域経済の活性化に資することを目的とする。

(交付の対象者等)

第9条 リフォーム補助金の交付の対象は、次に掲げる要件の全てを満たす三世帯世帯とする。

- (1) 申請日において、親が継続して1年以上市内に居住していること。
- (2) 子世帯が転入する前に継続して1年以上市外に居住していたこと。
- (3) 次のいずれかに該当していること。
 - ア 子世帯が令和2年2月25日以降に転入して補助対象の住宅に居住していること。
 - イ 子世帯が第3項第2号に規定する契約後に転入して令和2年2月25日以降にリフォーム工事が完了した補助対象の住宅に居住していること。
- (4) リフォーム工事後、申請日において、三世帯世帯の構成員の全員が補助対象の住宅に居住していること。
- (5) 三世帯世帯の構成員の全員が、納期限が到来している市税を完納しているこ

と。

- (6) 三世代世帯の構成員の全員が、同一の住宅について、この要綱に基づく補助金の交付申請を行っていないこと。
- (7) 三世代世帯の構成員の全員が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員
 - イ 大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第2条第4号に規定する暴力団密接関係者

2 リフォーム補助金の交付の対象となる住宅は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 子世帯が居住するために三世代世帯の構成員のいずれかが市内に所有するもので、いずれかの名義で所有権保存登記又は所有権移転登記をしている住宅であること。
- (2) 建築基準法その他の法令に基づき適正に建築された住宅であること。

3 リフォーム補助金の交付の対象となるリフォーム工事は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 三世代世帯の構成員のいずれかが契約した工事であること。
- (2) 工事の当初契約日が平成31年4月1日以降であること。
- (3) 市内の事業者(支店又は営業所を含む。)が行う工事であること。
- (4) 建築基準法その他の法令に基づき適正に行われた工事であること。
- (5) 工事に要する費用の合計額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)が10万円以上であること。

(補助対象費用)

第10条 リフォーム補助金の対象となる費用は、次に掲げるリフォーム工事とする。

- (1) 自ら居住するための部分の増築・改築等
- (2) 屋根・雨樋・柱・外壁の修繕・塗装等の外装工事
- (3) 床・内壁・天井等の内装替え、畳の取替え等の内装工事
- (4) 雨戸・戸・サッシ・ふすま等の取替え等の建具工事
- (5) 電気・ガス等の設備工事
- (6) トイレ・風呂・キッチン等の水周り改修等の給排水工事
- (7) その他市長が三世代世帯での同居にあたり必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるリフォーム工事は、リフォーム補助金の対象としない。

- (1) 敷地造成・門・塀その他の外構工事
- (2) 家具・家庭用電気機械器具等の購入、設置等
- (3) 物置・車庫等の設置等
- (4) 国、大阪府又は本市の住宅改修に係るほかの補助を受けた工事の場合は、当

該補助の対象となった工事

- (5) その他市長がリフォーム補助金の対象として適当でないとするもの

(補助金の交付額)

第11条 リフォーム補助金の交付額は、予算の範囲内において、20万円を上限とし、前条の補助対象の費用に3分の1を乗じた額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

(交付申請)

第12条 リフォーム工事を行った三世帯世帯の構成員で、リフォーム補助金の交付を受けようとする者は、令和2年6月1日から令和3年3月24日までの間に高槻市三世帯ファミリー定住支援補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。ただし、市長が認める場合は、市長が適当と認める書類等の添付を省略することができる。

- (1) 子と親の関係を証明できる戸籍全部事項証明書等
- (2) 子世帯が市外に継続して1年以上居住していたことを証明できる戸籍の附票の写し、住民票除票の写し等
- (3) 建物登記簿の全部事項証明書の原本又は写し
- (4) リフォーム工事の契約書の写し及び領収書の写し
- (5) 平面図、立面図その他のリフォーム工事の内容が確認できる書類
- (6) リフォーム工事を行った部分の施工前及び施工後の状態が確認できる写真
- (7) 義務教育終了前の子どもが出産予定の子どものみである場合は、母子健康手帳の写し又は出産予定であることがわかる書類
- (8) その他市長が必要と認める書類等

第4章 交付決定等

(交付決定等)

第13条 市長は、第7条又は前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う調査等により次に掲げる事項について審査し、補助金を交付すべきであると認めるときは、補助金の額を確定し、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

- (1) 法令、本市の条例及び規則並びにこの要綱に違反していないこと。
- (2) 補助金交付の要件を全て満たし、かつ、この補助金の交付の目的に適っていること。
- (3) 予算の範囲内であること。
- (4) 補助対象の費用及び補助金の額の算定に誤りがないこと。
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の場合において、適正な補助金の交付を行うため必要があるとき

は、交付申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付決定をすることができる。

3 市長は、第1項の審査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めるときは、速やかに補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

(補助金交付の条件等)

第14条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金の適正な執行を期するため、市長が補助金の交付申請その他の必要な事項についての確認及び検査を求めたときは、これに協力すること。
- (2) この要綱及び関係法令を遵守すること。
- (3) 交付決定後3年以内に補助金の対象となった住宅に子世帯の構成員の全員が居住しなくなったときは、補助金を返還すること。
- (4) その他市長が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めた条件

2 前項第3号の規定にかかわらず、次に掲げる場合については、補助金の返還を要さないものとする。

- (1) 療養又は転勤のため、転居又は転出が必要となった場合
- (2) 申請時に同居していた三世帯世帯のうち、子世帯のいずれかが交付決定時から起算して3年以上市内に居住し、かつ、補助金の対象となった住宅に親世帯のいずれかが居住している場合
- (3) その他市長が必要と認める場合

(決定の通知)

第15条 市長は、第13条第1項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、高槻市三世帯ファミリー一定住支援補助金交付決定通知書(様式第2号)により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 市長は、第13条第3項の規定により補助金を交付しない旨の決定をしたときは、高槻市三世帯ファミリー一定住支援補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、速やかに申請者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第16条 前条第1項の交付決定の通知を受けた者(以下「被決定者」という。)は、当該交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から14日以内に申請の取り下げをすることができる。

2 前項の申請の取り下げをする者は、高槻市三世帯ファミリー一定住支援補助金交付申請取下書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

3 第1項の申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助金の交付)

第17条 被決定者は、第15条第1項の交付決定の通知を受けた日から14日以内に高槻市三世代ファミリー一定住支援補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の交付を受けた日から30日以内に補助金を交付するものとする。

（決定の取り消し）

第18条 市長は、被決定者が次のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 前条第1項の請求を行わないとき。
- (3) この要綱及び関係法令に違反したとき。
- (4) 前各号に類するもので、市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の取り消しをしたときは、高槻市三世代ファミリー一定住支援補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第19条 第17条第2項の規定により補助金の交付を受けた者（以下「被交付者」という。）は、前条第1項の規定により交付決定を取り消された場合又は第14条第1項第3号の規定により補助金を返還することとなった場合は、市長が定める期日までに、当該補助金を返還しなければならない。

（加算金及び延滞金）

第20条 被交付者は、第18条第1項の取り消しにより前条の補助金の返還を求められたときは、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）につき、年7.3パーセントの割合で計算した加算金を本市に納付しなければならない。

2 被交付者は、第14条第1項第3号の規定に該当することにより前条の補助金の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）につき、年7.3パーセントの割合で計算した延滞金を本市に納付しなければならない。

3 前2項の規定により加算金又は延滞金を納付しなければならない場合において、被交付者の納付した金額が返還を求められた補助金の額に達するまでは、その納付額は、当該返還を求められた補助金の額に充てられたものとする。

4 市長は、被交付者が第1項の加算金又は第2項の延滞金を納付する場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(届出義務)

第21条 被交付者は、第14条第2項第1号又は第3号に掲げる事由が生じた場合（市長が必要とする場合に限る。）は、高槻市三世代ファミリー一定住支援補助金変更届（様式第7号）により、市長に届け出なければならない。

(雑則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年6月19日から施行する。
- 2 この要綱は、その施行の日から3年以内に補助金の交付の目的、対象等について検討を行い、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月10日から施行する。